

## **[事案 25-55] 損害賠償請求**

・平成 25 年 7 月 11 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

昭和 62 年 4 月に本契約の勧誘に使用された設計書には、8%の高利率を用いて算出された老後設計資金と長寿祝金が記載されているが、保険会社は、このような金額を支払うことができないことを知りながら、上記設計書を用いて勧誘したとして、不法行為にもとづく損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 3 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

1. 申立人が請求する損害賠償金は、本申立前に保険会社に対する損害賠償請求訴訟において請求した全貌とほぼ同じ全貌である。
2. 上記訴訟において、原告である申立人の請求を棄却する判決が言い渡され、その後、申立人は控訴を行わず、判決は確定した。上記訴訟は、本申立と請求する金額は若干異なるが、請求の根拠となる不法行為の主張は同一といえ、本申立と同一の紛争といえる。